

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
4	第1編 総則 第3章 防災の基本理念及び施策の概要 2 災害応急対策 ・ 東海地震予知情報 、南海トラフ地震に関連する情報等の伝達、県民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。 (略)	第1編 総則 第3章 防災の基本理念及び施策の概要 2 災害応急対策 ・ _____南海トラフ地震に関連する情報等の伝達、県民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。 (略)	防災危機管理課修正
9	第2編 一般災害編 第1章 地域防災計画・一般災害編の概要 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 2 処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 8 関東運輸局(山梨運輸支局) (1) 災害時における輸送実態調査 (2) 災害時における自動車 輸送業者 に対する輸送の連絡調整 (3) 災害時における自動車の応援手配 (4) 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導 (5) 災害時における関係機関との連絡調整	第2編 一般災害編 第1章 地域防災計画・一般災害編の概要 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 2 処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 8 関東運輸局(山梨運輸支局) (1) 災害時における輸送実態調査 (2) 災害時における自動車 運送事業者 に対する輸送の連絡調整 (3) 災害時における自動車の応援手配 (4) 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導 (5) 災害時における関係機関との連絡調整	山梨運輸支局修正
11	第4 自衛隊(陸上自衛隊 第一特科隊) (略)	第4 自衛隊(陸上自衛隊 東部方面特科連隊) (略)	防災危機管理課修正
13	第5 指定公共機関 1 東日本旅客鉄道株式会社(甲府 地区 センター)、東海旅客鉄道株式会社(静岡支社) (略)	第5 指定公共機関 1 東日本旅客鉄道株式会社(甲府 統括 センター)、東海旅客鉄道株式会社(静岡支社) (略)	
13	第6 指定地方公共機関 (略) 2 輸送機関(山梨交通株式会社、 富士急行株式会社 、 富士急山梨バス株式会社 、社団法人山梨県トラック協会) (略)	第6 指定地方公共機関 (略) 2 輸送機関(山梨交通株式会社、 富士山麓電気鉄道株式会社 、 富士急バス株式会社 、社団法人山梨県トラック協会) (略)	防災危機管理課修正
	第2節 山梨県の概況	第2節 山梨県の概況	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
22	<p>3 本県の災害の歴史 (略)</p> <p>2018(平成 30.9.30～10.1) 台風 24 号の大雨と強風により、県内全域に被害が発生。軽傷者 2 人、住家半壊 8 棟、一部破損 83 棟等。被害総額約 49 億円。</p>	<p>3 本県の災害の歴史 (略)</p> <p>2018(平成 30.9.30～10.1) 台風 24 号の大雨と強風により、県内全域に被害が発生。軽傷者 2 人、住家半壊 8 棟、一部破損 83 棟等。被害総額約 49 億円。</p>	<p>防災危機管理課修正</p>
30	<p>第2章 災害予防計画 第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充 1 防災施設の整備 (1) 県立防災安全センター (略) ②備蓄機能の充実 多様化する災害や広域的な災害への対応力を強化するため、防災資機材や災害救助用物資の備蓄を図る。 <u>(備蓄物資等)</u> <u>大型テント1張、テント 18 張、ドーム型テント8張、組立式水槽5台、連結式水のう1台、発動発電機 21 台、大型発電機2台、小型発電機 16 台、ハイブリッド式発電機2台、チェーンソー1台、救命ボート1台、林野火災用空中消防用水機1台、要配慮者用簡易トイレ2台、リヤカー2台、一輪車3台、軽可搬ポンプ2台、ベッド兼用タンカ 50 台、緊急時飲料水製造設備1機、ろ水機 16 台、小型浄水器2器、可搬型浄水器2台、酸素自動蘇生機4機、投光器 53 台、バルーン式投光器2台、作業灯 116 台、コードリール 74 台、移動式炊飯器 20 台、ブルーシート 660 枚、毛布(真空包装)2940 枚、尿尿処理用消耗品 2500 セット</u> (2) 地域県民センター等(地方連絡本部) 地方連絡本部を設置する各合同庁舎等に、当該地域での大規模災害に迅速に対応するため、防災機材等の備蓄に努める。 <u>ア 備蓄資機材</u> <u>簡易トイレ 24 台 要配慮者用簡易トイレ8台 発電機 58 台 ハイブリッド式発電機 6 台 投光器 28 台 バルーン式投光器9台 尿尿処理用消耗品 10100セット ブルーシート 3200 枚 毛布(真空包装)6000 枚</u></p>	<p>第2章 災害予防計画 第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充 1 防災施設の整備 (1) 県立防災安全センター (略) ②備蓄機能の充実 多様化する災害や広域的な災害への対応力を強化するため、防災資機材や災害救助用物資の備蓄を図る。</p> <p><u>2019(令和元.10.11～10.13) 台風 19 号の大雨と強風により、県内全域に被害が発生。軽傷者 1 人、住家全壊 2 棟、半壊 3 棟、一部破損 72 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 6 棟等。被害総額約 95 億円。</u></p> <p>(2) 地域県民センター等(地方連絡本部) 地方連絡本部を設置する各合同庁舎等に、当該地域での大規模災害に迅速に対応するため、防災機材等の備蓄に努める。</p>	<p>防災危機管理課修正(資料編へ移設)</p>

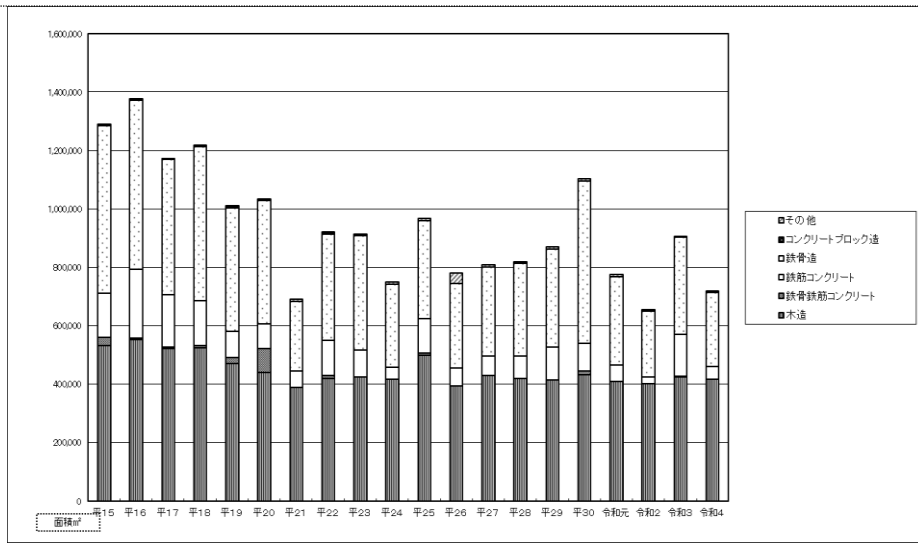
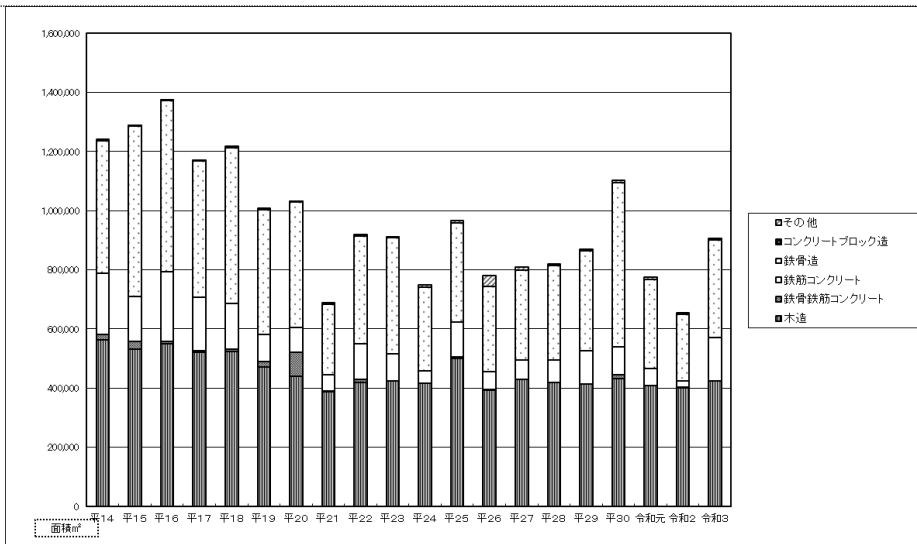
山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

32	<p>イ 食糧、飲料水 食糧 6,300食 飲料水 6,300リットル (略)</p> <p>2 防災資機材の整備 防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を定め、点検整備計画を作成して点検整備を実施するものとする。 (1)点検整備を要する主な防災資機材と保管機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>資機材</th> <th>保管機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防用備蓄資機材</td> <td>水防管理団体</td> </tr> <tr> <td>救助用資機材及び医薬品</td> <td>各地区医師会、医療機関等</td> </tr> <tr> <td>消防_____用資機材及び施設</td> <td>県立防災安全センター、消防署、消防団</td> </tr> <tr> <td>防疫用資機材</td> <td>保健所、衛生環境研究所、市町村等</td> </tr> <tr> <td>給水用資機材</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>たん水防除用資機材</td> <td>県、市町村</td> </tr> <tr> <td>災害警備活動用資機材</td> <td>警察本部、各警察署</td> </tr> <tr> <td>災害救助法給与物資</td> <td>契約団体</td> </tr> <tr> <td>備蓄食糧</td> <td>関東農政局（山梨県拠点）</td> </tr> <tr> <td>ライフライン復旧資材</td> <td>各事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	資機材	保管機関	水防用備蓄資機材	水防管理団体	救助用資機材及び医薬品	各地区医師会、医療機関等	消防_____用資機材及び施設	県立防災安全センター 、消防署、消防団	防疫用資機材	保健所、衛生環境研究所、市町村等	給水用資機材	市町村	たん水防除用資機材	県、市町村	災害警備活動用資機材	警察本部、各警察署	災害救助法給与物資	契約団体	備蓄食糧	関東農政局（山梨県拠点）	ライフライン復旧資材	各事業者	<p>(略)</p> <p>2 防災資機材の整備 防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を定め、点検整備計画を作成して点検整備を実施するものとする。 (1)点検整備を要する主な防災資機材と保管機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>資機材</th> <th>保管機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防用備蓄資機材</td> <td>水防管理団体</td> </tr> <tr> <td>救助用資機材及び医薬品</td> <td>各地区医師会、医療機関等</td> </tr> <tr> <td>消防・防災用資機材及び施設</td> <td>県、消防署、消防団</td> </tr> <tr> <td>防疫用資機材</td> <td>保健所、衛生環境研究所、市町村等</td> </tr> <tr> <td>給水用資機材</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>たん水防除用資機材</td> <td>県、市町村</td> </tr> <tr> <td>災害警備活動用資機材</td> <td>警察本部、各警察署</td> </tr> <tr> <td>災害救助法給与物資</td> <td>契約団体</td> </tr> <tr> <td>備蓄食糧</td> <td>関東農政局（山梨県拠点）</td> </tr> <tr> <td>ライフライン復旧資材</td> <td>各事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	資機材	保管機関	水防用備蓄資機材	水防管理団体	救助用資機材及び医薬品	各地区医師会、医療機関等	消防・ 防災 用資機材及び施設	県 、消防署、消防団	防疫用資機材	保健所、衛生環境研究所、市町村等	給水用資機材	市町村	たん水防除用資機材	県、市町村	災害警備活動用資機材	警察本部、各警察署	災害救助法給与物資	契約団体	備蓄食糧	関東農政局（山梨県拠点）	ライフライン復旧資材	各事業者	<p>防災危機管理課修正</p>
資機材	保管機関																																														
水防用備蓄資機材	水防管理団体																																														
救助用資機材及び医薬品	各地区医師会、医療機関等																																														
消防_____用資機材及び施設	県立防災安全センター 、消防署、消防団																																														
防疫用資機材	保健所、衛生環境研究所、市町村等																																														
給水用資機材	市町村																																														
たん水防除用資機材	県、市町村																																														
災害警備活動用資機材	警察本部、各警察署																																														
災害救助法給与物資	契約団体																																														
備蓄食糧	関東農政局（山梨県拠点）																																														
ライフライン復旧資材	各事業者																																														
資機材	保管機関																																														
水防用備蓄資機材	水防管理団体																																														
救助用資機材及び医薬品	各地区医師会、医療機関等																																														
消防・ 防災 用資機材及び施設	県 、消防署、消防団																																														
防疫用資機材	保健所、衛生環境研究所、市町村等																																														
給水用資機材	市町村																																														
たん水防除用資機材	県、市町村																																														
災害警備活動用資機材	警察本部、各警察署																																														
災害救助法給与物資	契約団体																																														
備蓄食糧	関東農政局（山梨県拠点）																																														
ライフライン復旧資材	各事業者																																														
35	<p>第5節 風水害等予防対策 2 山地の災害予防 (1) 山地災害の未然防止 集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性がある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。 また、山地災害に関する行動マニュアル、パンフレットなどを作成し、住民に配布する。 特に、福祉施設、病院、幼稚園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、市町村、施設管理者へ周知すると共に、山地災害の予防対策として積極的に治山事業を実施する。 (2) 荒廃山地等の復旧 山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に</p>	<p>第5節 風水害等予防対策 2 山地の災害予防 (1) 山地災害の未然防止 集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性がある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。 また、山地災害に関する_____パンフレット_____を作成し、住民に配布する。 特に、福祉施設、病院、幼稚園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、市町村、施設管理者へ周知すると共に、山地災害の予防対策として積極的に治山事業を実施する。 (2) 荒廃山地等の復旧 山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に</p>	<p>治山林道課修正</p>																																												

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------



56 第12節 要配慮者対策の推進
1 高齢者・障害者等の要配慮者対策
(2) プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立

イ 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成するものとする。

なお、市町村は、市町村地域防災計画に基づき、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

57 エ 健常者に先駆けて、東海地震「注意情報」発表時や南海トラフ地震に関

第12節 要配慮者対策の推進
1 高齢者・障害者等の要配慮者対策
(2) プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立

イ 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成するものとする。

なお、市町村は、市町村地域防災計画に基づき、関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

エ 健常者に先駆けて、南海トラフ地震に関

防災基本計画修正に伴う修正

防災危機

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
58	<p>第13節 防災拠点整備基本構想</p> <p>県は、適切な防災施設のあり方と、防災拠点を中心とした機能のあり方等について明らかにし、防災体制の中核機能を担うべき拠点整備や緊急性の高い施設の整備を図り、防災体制の確立を推進するための方策を示す「防災拠点整備検討委員会」を設置した。(H11.10～H12.11(計10回開催))</p> <p>平成13年2月21日の同委員会からの答申を踏まえ、県では平成14年2月に「山梨県防災拠点整備基本構想」を策定、消防学校の整備や防災行政無線統制局の防災新館移設などを実施している。</p>	<p>第13節 防災拠点整備基本構想</p> <p>県は、令和5年5月に見直しを行った「防災拠点整備基本構想」に基づき、防災拠点の機能強化に努めるものとする。</p>	<p>防災危機管理課修正</p>
64	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>3 消防防災ヘリコプター</p> <p>災害の状況に応じてヘリコプターを出動させ被害情報の収集、救出、救助活動を行うとともに、市町村等からの要請に対応できる体制を整える。また、長野県、新潟県、静岡県、埼玉県及び群馬県との「消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定」(H12. 5. 12)の締結により、運行不能期間の体制整備を図った。</p> <p>消防防災ヘリコプター緊急運航基準 (略)</p> <p>(2) 緊急運航基準 (略)</p> <p>⑤ 県外応援活動</p> <p>ア 消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定による応援要請があった場合</p> <p>イ 大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱及び緊急消防援助隊要綱による応援要請があった場合</p> <p>4 広域応援体制</p> <p>(4) 消防の応援要請</p> <p>② 緊急消防援助隊による広域応援</p>	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>3 消防防災ヘリコプター</p> <p>災害の状況に応じてヘリコプターを出動させ被害情報の収集、救出、救助活動を行うとともに、市町村等からの要請に対応できる体制を整える。また、長野県、新潟県、静岡県、埼玉県及び群馬県との「消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定」の締結により、運行不能期間の体制整備を図った。</p> <p>消防防災ヘリコプター緊急運航基準 (略)</p> <p>(2) 緊急運航基準 (略)</p> <p>⑤ 県外応援活動</p> <p>ア 消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定による応援要請があった場合</p> <p>イ 「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」及び「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」による応援要請があった場合</p> <p>4 広域応援体制</p> <p>(4) 消防の応援要請</p> <p>② 緊急消防援助隊による広域応援</p>	<p>消防保安課修正</p>

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

69	<p>エ 出動計画等</p> <p>1) 出動決定のための措置等</p> <p>1 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第 44 条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震__又はNBC災害に対し、速やかに同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとし、その他の大規模な災害に対しても、災害の状況、災害対策基本法第 24 条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の2第1項に規定する緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を考慮し、同様の措置をとるものとする。</p>	<p>エ 出動計画等</p> <p>1) 出動決定のための措置等</p> <p>1 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第 44 条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、_____南海トラフ地震、首都直下地震等又はNBC災害に対し、速やかに同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとし、その他の大規模な災害に対しても、災害の状況、災害対策基本法第 24 条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の2第1項に規定する緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を考慮し、同様の措置をとるものとする。</p>	消防保安課修正																								
71	<p>別表第1(指揮支援隊及び指揮支援部隊長)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>災害発生都道府県</th> <th>部隊長の所属する消防本部</th> <th>指揮支援隊の所属する消防本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>岐阜、愛知、三重</td> <td>名古屋市消防局</td> <td>名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、静岡市消防局、浜松市消防本部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	災害発生都道府県	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部	(略)	(略)	(略)	岐阜、愛知、三重	名古屋市消防局	名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、静岡市消防局、 浜松市消防本部	(略)	(略)	(略)	<p>別表第1(指揮支援隊及び指揮支援部隊長)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>災害発生都道府県</th> <th>部隊長の所属する消防本部</th> <th>指揮支援隊の所属する消防本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>岐阜、愛知、三重</td> <td>名古屋市消防局</td> <td>名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、静岡市消防局、浜松市消防局</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	災害発生都道府県	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部	(略)	(略)	(略)	岐阜、愛知、三重	名古屋市消防局	名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、静岡市消防局、 浜松市消防局	(略)	(略)	(略)	笛吹市消防本部修正
災害発生都道府県	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部																									
(略)	(略)	(略)																									
岐阜、愛知、三重	名古屋市消防局	名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、静岡市消防局、 浜松市消防本部																									
(略)	(略)	(略)																									
災害発生都道府県	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部																									
(略)	(略)	(略)																									
岐阜、愛知、三重	名古屋市消防局	名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、静岡市消防局、 浜松市消防局																									
(略)	(略)	(略)																									
82	<p>7 自衛隊災害派遣要請の概要</p> <p>(1) 派遣形態</p> <p>ア 要請による災害派遣</p> <p>(自衛隊法第 83 条第2項)(自衛隊の災害派遣に関する訓令第11条)</p> <p>(ア) 防衛大臣又はその指定する者(訓令第3条に定める者。「大臣の定める者」とは、「駐屯地司令の職にある部隊等の長」、本県においては「第1特科隊長_____」。)は、災害に際して災害派遣の要請があり、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の有無を判断し、やむを得ないと認める場合には部隊等を救援のため派遣する。</p>	<p>7 自衛隊災害派遣要請の概要</p> <p>(1) 派遣形態</p> <p>ア 要請による災害派遣</p> <p>(自衛隊法第 83 条第2項)(自衛隊の災害派遣に関する訓令第11条)</p> <p>(ア) 防衛大臣又はその指定する者(訓令第3条に定める者。「大臣の定める者」とは、「駐屯地司令の職にある部隊等の長」、本県においては「東部方面特科連隊長_____」。)は、災害に際して災害派遣の要請があり、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の有無を判断し、やむを得ないと認める場合には部隊等を救援のため派遣する。</p>	防災危機管理課、消防保安課修正																								

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
	<p>(イ) 指定部隊の長(本県においては「<u>第1特科隊長</u>」)は、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において(注1)、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害派遣要請権者等</p> <p>(略)</p> <p>イ 都道府県知事に災害派遣要請を依頼することができる者 市町村長(注2)</p> <p>【注2:市町村長に関しては、都道府県知事に対し災害派遣要請を要求できない場合には、知事に要求できない旨及び当該市町村の地域に係わる災害の状況を防衛大臣又はその指定する者(本県においては前述の「<u>第1特科隊長</u>」)に通知することができる。この場合において、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者(「<u>第1特科隊長</u>」)は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで部隊等を派遣できることが規定されている。(災害対策基本法第68条の2第2項)】</p> <p>(略)</p> <p>(6) 第1師団・<u>第1特科隊</u>及び自衛隊山梨地方協力本部の災害派遣に関する任務(参考)</p> <p>(略)</p> <p>イ <u>第1特科隊</u> 本県の防衛・警備及び災害派遣を直接担任する。また、駐屯地司令たる<u>第1特科隊長</u>は本県の防災会議に参画し、災害対応活動の対策決定に対し助言するとともに、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施する。</p> <p>ウ 自衛隊山梨地方協力本部 <u>第1特科隊</u>連絡幹部が到着するまでの間、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施し、<u>第1特科隊長</u>に協力する。また、<u>第1特科隊</u>以外の部隊が派遣される場合には、当該部隊の連絡幹部等が到着し円滑な活動が開始されるまでの間、当該部隊長に協力する。</p> <p>(7) 自衛隊の指揮体制等(参考)</p>	<p>(イ) 指定部隊の長(本県においては「<u>東部方面特科連隊長</u>」)は、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において(注1)、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 災害派遣要請権者等</p> <p>(略)</p> <p>イ 都道府県知事に災害派遣要請を依頼することができる者 市町村長(注2)</p> <p>【注2:市町村長に関しては、都道府県知事に対し災害派遣要請を要求できない場合には、知事に要求できない旨及び当該市町村の地域に係わる災害の状況を防衛大臣又はその指定する者(本県においては前述の「<u>東部方面特科連隊長</u>」)に通知することができる。この場合において、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者(「<u>東部方面特科連隊長</u>」)は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで部隊等を派遣できることが規定されている。(災害対策基本法第68条の2第2項)】</p> <p>(略)</p> <p>(6) 第1師団・<u>東部方面特科連隊</u>及び自衛隊山梨地方協力本部の災害派遣に関する任務(参考)</p> <p>(略)</p> <p>イ <u>東部方面特科連隊</u> 本県の防衛・警備及び災害派遣を直接担任する。また、駐屯地司令たる<u>東部方面特科連隊長</u>は本県の防災会議に参画し、災害対応活動の対策決定に対し助言するとともに、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施する。</p> <p>ウ 自衛隊山梨地方協力本部 <u>東部方面特科連隊</u>連絡幹部が到着するまでの間、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施し、<u>東部方面特科連隊長</u>に協力する。また、<u>東部方面特科連隊</u>以外の部隊が派遣される場合には、当該部隊の連絡幹部等が到着し円滑な活動が開始されるまでの間、当該部隊長に協力する。</p> <p>(7) 自衛隊の指揮体制等(参考)</p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

88	<p>(略)</p> <p>イ <u>第1特科隊</u> の編成 付図2のとおり</p> <p>(8) 部隊等の活動内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 80%;">詳 細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消 防 活 動</td> <td> 利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機^(注3)（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供） 【注3：消防防災航空隊がバケツ（900L）×2、防災安全センターが水のう（700L）×4、<u>第1特科隊</u>（県分を保管）がバンビバケツ（5,000L）×2保有、バンビバケツ（680L）×3を保有】 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(12) 災害派遣の要請手続き(自衛隊法施行令第106条)</p> <p>ア 要請者:知事</p> <p>イ 要請先</p> <p>(ア) 受理者:<u>第1特科隊長</u></p> <p>(略)</p> <p>(P.88 様式中)</p> <p>陸上自衛隊第1師団 <u>第1特科隊長</u> 殿</p>	内 容	詳 細	(略)	(略)	消 防 活 動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機 ^(注3) （中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供） 【注3：消防防災航空隊がバケツ（900L）×2、防災安全センターが水のう（700L）×4、 <u>第1特科隊</u> （県分を保管）がバンビバケツ（5,000L）×2保有、バンビバケツ（680L）×3を保有】	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>イ <u>東部方面特科連隊</u> の編成 付図2のとおり</p> <p>(8) 部隊等の活動内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 80%;">詳 細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消 防 活 動</td> <td> 利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機^(注3)（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供） 【注3：消防防災航空隊がバケツ（910L）×2、防災安全センターが水のう（700L）×4、<u>東部方面特科連隊</u>（県分を保管）がバンビバケツ（5,000L）×2保有、バンビバケツ（680L）×3を保有】 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(12) 災害派遣の要請手続き(自衛隊法施行令第106条)</p> <p>ア 要請者:知事</p> <p>イ 要請先</p> <p>(ア) 受理者:<u>東部方面特科連隊長</u></p> <p>(略)</p> <p>(P.88 様式中)</p> <p>陸上自衛隊第1師団 <u>東部方面特科連隊長</u> 殿</p>	内 容	詳 細	(略)	(略)	消 防 活 動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機 ^(注3) （中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供） 【注3：消防防災航空隊がバケツ（910L）×2、防災安全センターが水のう（700L）×4、 <u>東部方面特科連隊</u> （県分を保管）がバンビバケツ（5,000L）×2保有、バンビバケツ（680L）×3を保有】	(略)	(略)	
内 容	詳 細																		
(略)	(略)																		
消 防 活 動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機 ^(注3) （中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供） 【注3：消防防災航空隊がバケツ（900L）×2、防災安全センターが水のう（700L）×4、 <u>第1特科隊</u> （県分を保管）がバンビバケツ（5,000L）×2保有、バンビバケツ（680L）×3を保有】																		
(略)	(略)																		
内 容	詳 細																		
(略)	(略)																		
消 防 活 動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機 ^(注3) （中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供） 【注3：消防防災航空隊がバケツ（910L）×2、防災安全センターが水のう（700L）×4、 <u>東部方面特科連隊</u> （県分を保管）がバンビバケツ（5,000L）×2保有、バンビバケツ（680L）×3を保有】																		
(略)	(略)																		

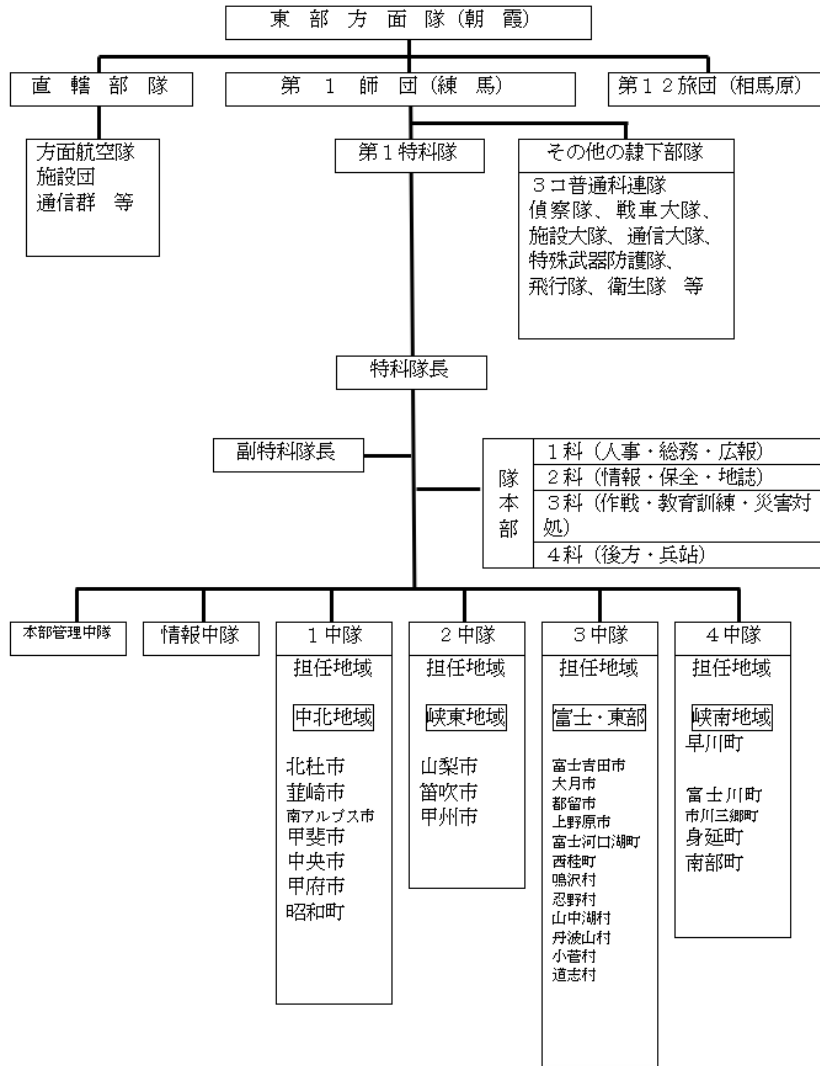
山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

92

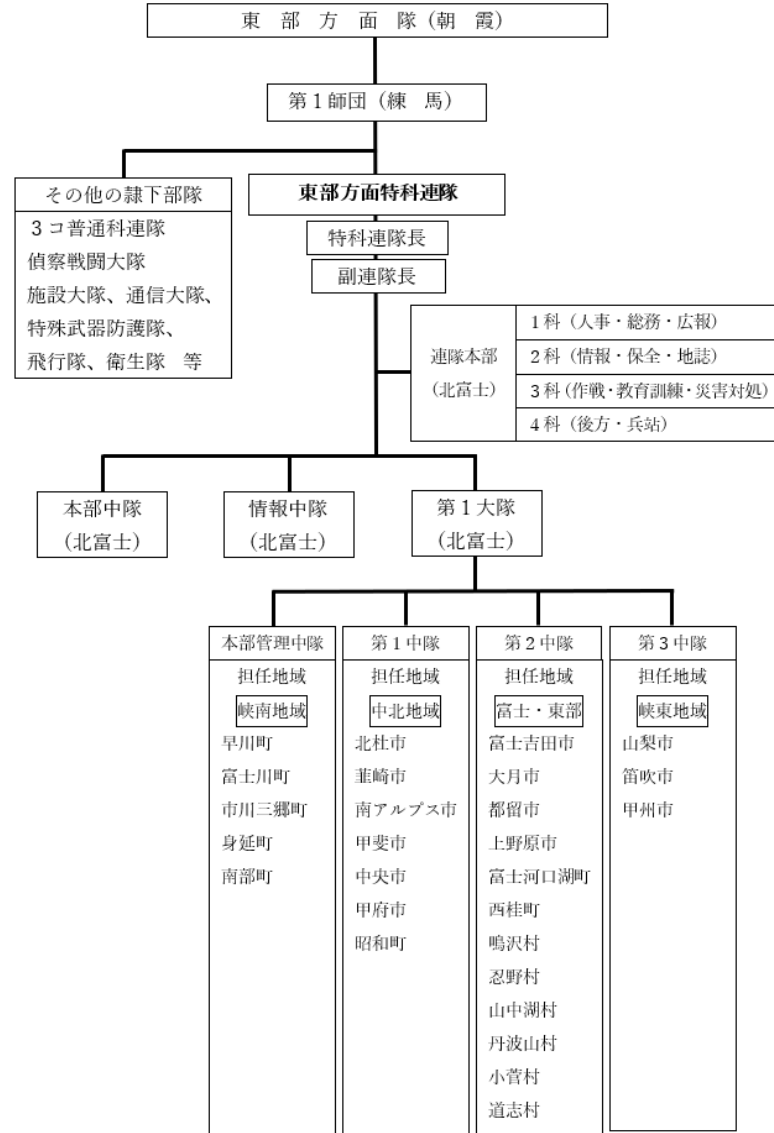
付図2

第1特科隊の編成



付図2

東部方面特科連隊の編成(災害派遣時)



東部方面
特科連隊
修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
101	<p>第2節 災害関係情報等の受伝達</p> <p>1 防災気象情報の受理、伝達</p> <p>(4) 県と気象庁とが共同して発表する洪水予報(富士川水系荒川洪水予報及び塩川洪水予報)</p> <p>エ 伝達経路</p> <p>荒川洪水予報については山梨県中北建設事務所から、塩川洪水予報については山梨県中北建設事務所峡北支所から関係市町村へ伝達。甲府地方気象台から関係機関への伝達は、「<u>本章第2節、1予報及び特別警報・警報・注意報等の受理、伝達</u> <u>カ甲府地方気象台の伝達経路</u>」による。</p>	<p>第2節 災害関係情報等の受伝達</p> <p>1 防災気象情報の受理、伝達</p> <p>(4) 県と気象庁とが共同して発表する洪水予報(富士川水系荒川洪水予報及び塩川洪水予報)</p> <p>エ 伝達経路</p> <p>荒川洪水予報については山梨県中北建設事務所から、塩川洪水予報については山梨県中北建設事務所峡北支所から関係市町村へ伝達。甲府地方気象台から関係機関への伝達は、「<u>第4節、7県と気象庁が共同して行う洪水予報</u> (5)洪水予報の伝達経路及び手段 _____」による。</p>	甲府地方気象台修正
103	<p>3 被害情報の収集伝達</p> <p>(6) 報告の種類・様式</p> <p>ウ 他の法令に基づく被害報告</p> <p>② 厚生労働省通達に基づく精神科病院等の被害報告(<u>障害福祉班、医務班</u>)</p>	<p>3 被害情報の収集伝達</p> <p>(6) 報告の種類・様式</p> <p>ウ 他の法令に基づく被害報告</p> <p>② 厚生労働省通達に基づく精神科病院等の被害報告(<u>健康増進班、医務班</u>)</p>	障害福祉課修正
104	<p>4 災害広報</p> <p>(1) 県による広報</p> <p>エ 広報の方法</p> <p>① テレビ、ラジオ、新聞等報道機関による報道(Lアラート経由を含む)</p> <p>② 広報誌の掲示、チラシ等の<u>配付</u>による報道</p> <p>③ 県民からの各種問い合わせ等に対し、マルチメディアを利用した積極的な情報提供</p> <p>④ 山梨県ホームページ、<u>ツイッター</u> _____、緊急速報メールなどによる情報提供</p>	<p>4 災害広報</p> <p>(1) 県による広報</p> <p>エ 広報の方法</p> <p>① テレビ、ラジオ、新聞等報道機関による報道(Lアラート経由を含む)</p> <p>② 広報誌の掲示、チラシ等の<u>配布</u>による報道</p> <p>③ 県民からの各種問い合わせ等に対し、マルチメディアを利用した積極的な情報提供</p> <p>④ 山梨県ホームページ、<u>X(旧 Twitter)</u>、緊急速報メールなどによる情報提供</p>	広聴広報G修正
106	<p>第3節 通信の確保</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(3) NTTの措置</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第3節 通信の確保</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(3) NTTの措置</p> <p><u>オ 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施</u></p> <p><u>通信障害発生時には、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等</u></p>	防災基本計画修正に伴う修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

<p>121</p> <p>124</p>	<p>(4) NTTドコモの措置</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第4節 水防対策 2 県の水防組織 (略) 指揮監付き 県土整備総務課長 景観づくり推進室長 建設業対策室長 用地課長 技術管理課長 道路整備課長 高速道路推進課長 道路管理課長 都市計画課長 _____ 下水道室長 建築住宅課長</p> <p>(略)</p> <p>5 通信連絡 水防管理団体 連絡先一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th rowspan="2">担当部課名</th> <th rowspan="2">NTT電話</th> <th rowspan="2">NTTFAX</th> <th colspan="2">国直轄河川</th> <th colspan="2">県管理河川</th> </tr> <tr> <th>洪水予報</th> <th>水位周知</th> <th>洪水予報</th> <th>水位周知</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>甲斐市 防災危機管理 監視 防災危機管理課</td> <td>055-278-1676</td> <td>055-276-2047</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(避難指示発令担当)</td> <td>055-278-1676</td> <td>055-276-2047</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	担当部課名	NTT電話	NTTFAX	国直轄河川		県管理河川		洪水予報	水位周知	洪水予報	水位周知	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	6	甲斐市 防災危機管理 監視 防災危機管理課	055-278-1676	055-276-2047	○	○	○	○		(避難指示発令担当)	055-278-1676	055-276-2047					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p><u>について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)を行う。</u></p> <p>(4) NTTドコモの措置 <u>オ 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施</u> <u>通信障害発生時には、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)を行う。</u></p> <p>第4節 水防対策 2 県の水防組織 (略) 指揮監付き 県土整備総務課長 _____ 建設業対策室長 用地課長 技術管理課長 道路整備課長 高速道路推進課長 道路管理課長 都市計画課長 景観まちづくり室長 下水道室長 建築住宅課長</p> <p>(略)</p> <p>5 通信連絡 水防管理団体 連絡先一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th rowspan="2">担当部課名</th> <th rowspan="2">NTT電話</th> <th rowspan="2">NTTFAX</th> <th colspan="2">国直轄河川</th> <th colspan="2">県管理河川</th> </tr> <tr> <th>洪水予報</th> <th>水位周知</th> <th>洪水予報</th> <th>水位周知</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>甲斐市 防災危機管理 監視 防災危機管理課</td> <td>055-278-1676</td> <td>055-278-2047</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(避難指示発令担当)</td> <td>055-278-1676</td> <td>055-278-2047</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	担当部課名	NTT電話	NTTFAX	国直轄河川		県管理河川		洪水予報	水位周知	洪水予報	水位周知	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	6	甲斐市 防災危機管理 監視 防災危機管理課	055-278-1676	055-278-2047	○	○	○	○		(避難指示発令担当)	055-278-1676	055-278-2047					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>景観まちづくり室 修正</p> <p>甲斐市修 正</p>
市町村名	担当部課名					NTT電話	NTTFAX	国直轄河川		県管理河川																																																																																	
		洪水予報	水位周知	洪水予報	水位周知																																																																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																				
6	甲斐市 防災危機管理 監視 防災危機管理課	055-278-1676	055-276-2047	○	○	○	○																																																																																				
	(避難指示発令担当)	055-278-1676	055-276-2047																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																				
市町村名	担当部課名	NTT電話	NTTFAX	国直轄河川		県管理河川																																																																																					
				洪水予報	水位周知	洪水予報	水位周知																																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																				
6	甲斐市 防災危機管理 監視 防災危機管理課	055-278-1676	055-278-2047	○	○	○	○																																																																																				
	(避難指示発令担当)	055-278-1676	055-278-2047																																																																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																				

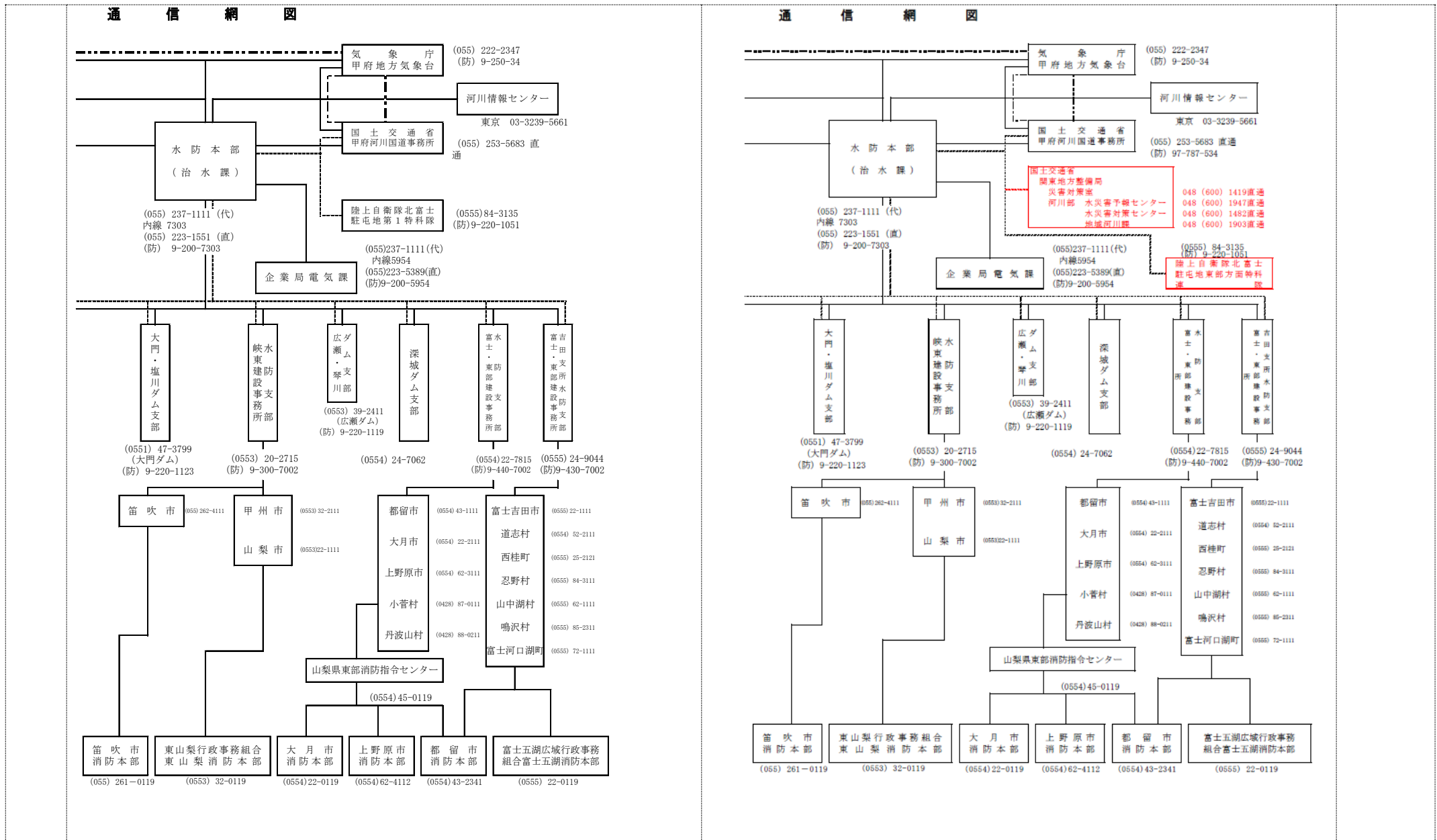
山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第1編 総則 ~ 第2編 一般災害編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

125	<h2 style="text-align: center;">水 防 連 絡</h2> <p style="font-size: small;">(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。</p>	<h2 style="text-align: center;">水 防 連 絡</h2> <p style="font-size: small;">(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。</p>	水防計画 修正に伴 う修正
-----	---	---	---------------------

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第1編 総則 ~ 第2編 一般災害編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

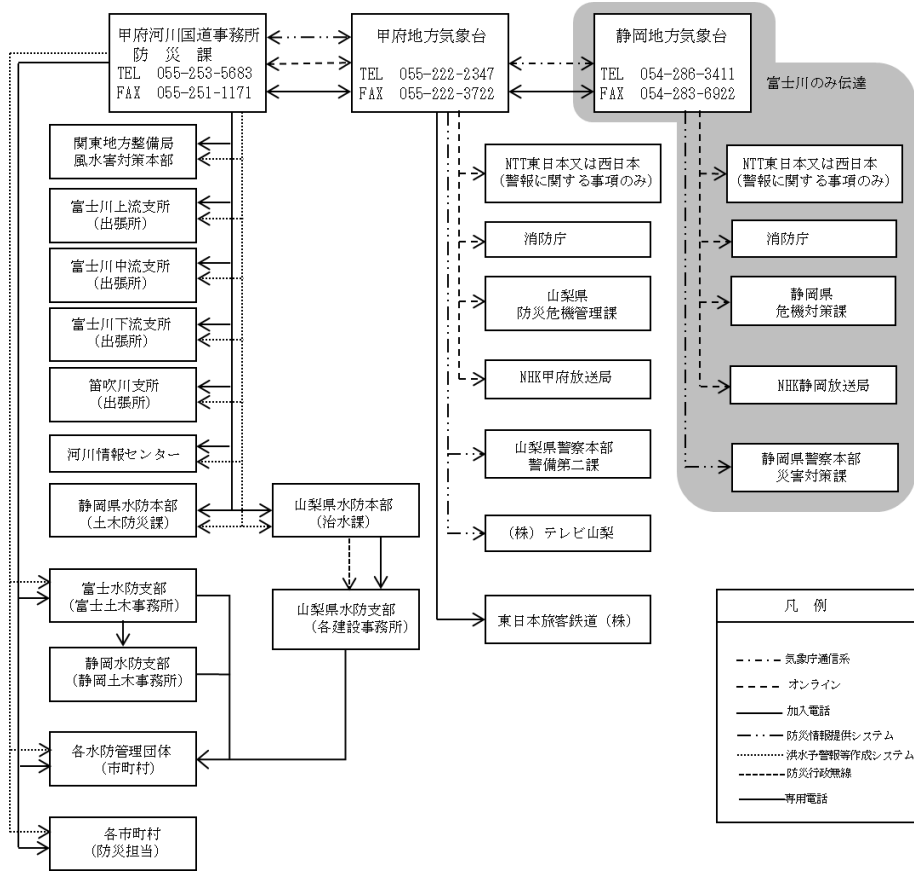


山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第1編 総則 ~ 第2編 一般災害編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

129

6 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報
(5) 洪水予報の伝達経路及び手段

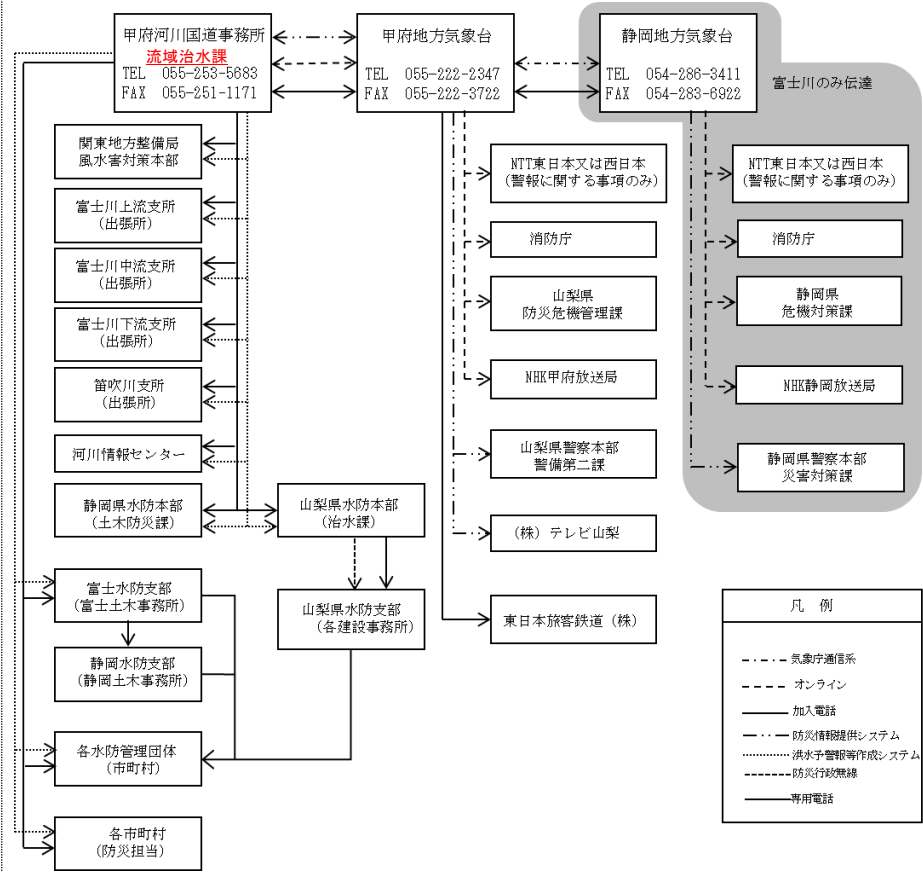


132

7 県と気象庁が共同して行う洪水予報
(5) 洪水予報の伝達経路及び手段 (図中)

甲府市
防災対策課
国土交通省

6 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報
(5) 洪水予報の伝達経路及び手段



甲府地方
気象台修
正

7 県と気象庁が共同して行う洪水予報
(5) 洪水予報の伝達経路及び手段 (図中)

甲府市
防災企画課
国土交通省

甲府市、
甲府地方
気象台修
正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

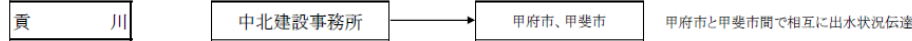
137	甲府河川国道事務所 <u>防災課</u>	甲府河川国道事務所 <u>流域治水課</u>	水防計画修正に伴う修正																		
	9 山梨県が行う水防警報 (1) 水防警報を行う河川名、区域	9 山梨県が行う水防警報 (1) 水防警報を行う河川名、区域																			
	<table border="1"> <tr> <td>相模川</td> <td>桂川</td> <td>左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1421番25地先から上野原市上野原字境川14番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>宮川</td> <td>左岸 富士吉田市松山字下水之入1877番地先から富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字下り山4627番地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新名庄川</td> <td>左岸 南都留郡忍野村内野字中村667番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷175番2地先まで 右岸 南都留郡忍野村内野字中原1633番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで</td> </tr> </table>	相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1421番25地先から上野原市上野原字境川14番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで		宮川	左岸 富士吉田市松山字下水之入1877番地先から富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字下り山4627番地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで		新名庄川	左岸 南都留郡忍野村内野字中村667番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷175番2地先まで 右岸 南都留郡忍野村内野字中原1633番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで	<table border="1"> <tr> <td>相模川</td> <td>桂川</td> <td>左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1421番25地先から上野原市上野原字境川14番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>宮川</td> <td>左岸 富士吉田市松山字下水之入1877番地先から富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字下り山4627番地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新名庄川</td> <td>左岸 南都留郡忍野村内野字中村660番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷175番2地先まで 右岸 南都留郡忍野村内野字内釜763番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで</td> </tr> </table>	相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1421番25地先から上野原市上野原字境川14番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで		宮川	左岸 富士吉田市松山字下水之入1877番地先から富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字下り山4627番地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで		新名庄川	左岸 南都留郡忍野村内野字中村660番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷175番2地先まで 右岸 南都留郡忍野村内野字内釜763番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで	
相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1421番25地先から上野原市上野原字境川14番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで																			
	宮川	左岸 富士吉田市松山字下水之入1877番地先から富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字下り山4627番地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで																			
	新名庄川	左岸 南都留郡忍野村内野字中村667番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷175番2地先まで 右岸 南都留郡忍野村内野字中原1633番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで																			
相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1421番25地先から上野原市上野原字境川14番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで																			
	宮川	左岸 富士吉田市松山字下水之入1877番地先から富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字下り山4627番地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで																			
	新名庄川	左岸 南都留郡忍野村内野字中村660番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷175番2地先まで 右岸 南都留郡忍野村内野字内釜763番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで																			

138	(3) 水防警報の伝達経路及び手段 図-1 富士川水系各河川の水防警報連絡系統図	(3) 水防警報の伝達経路及び手段 図-1 富士川水系各河川の水防警報連絡系統図	水防計画修正に伴う修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

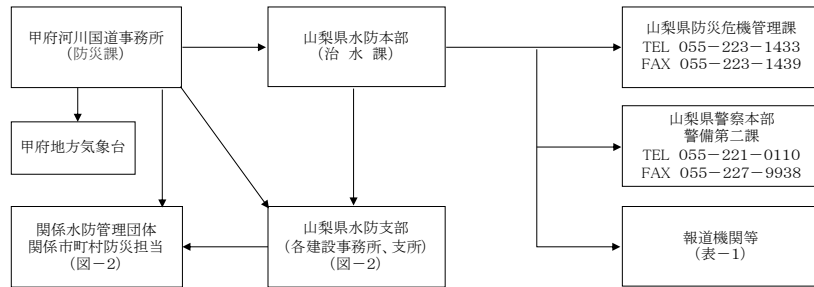
140 図-2 富士川水系各河川の水防本部(県)から水防管理者等への通知及び周知系統図



142 10 国土交通省が行う水位到達情報の通知
(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名	氾濫注意水位 (通報水位)	避難判断水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
塩川	金剛地	(6.60)	<u>6.70</u>	<u>6.90</u>
御勅使川	堀切	(1.30)	<u>1.50</u>	<u>1.70</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 水位到達情報の伝達経路及び手段
図-1 富士川水系塩川、御勅使川、重川、日川、早川の氾濫危険水位の水位情報連絡系統図



(略)

145 11 県が行う水位到達情報の通知
(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1421番25地先から上野原市上野原字境川14番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先
-----	----	--

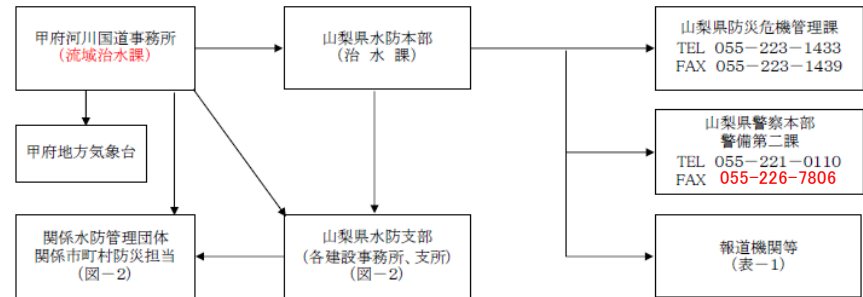
図-2 富士川水系各河川の水防本部(県)から水防管理者等への通知及び周知系統図



10 国土交通省が行う水位到達情報の通知
(2) 水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名	氾濫注意水位 (通報水位)	避難判断水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
塩川	金剛地	(6.60)	<u>7.60</u>	<u>7.80</u>
御勅使川	堀切	(1.30)	<u>1.80</u>	<u>2.00</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 水位到達情報の伝達経路及び手段
図-1 富士川水系塩川、御勅使川、重川、日川、早川の氾濫危険水位の水位情報連絡系統図



(略)

11 県が行う水位到達情報の通知
(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

相模川	桂川	左岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1421番25地先から上野原市上野原字境川14番地先まで 右岸 南都留郡山中湖村山中字梁尻1465番1地先
-----	----	--

水防計画修正に伴う修正

水防計画修正に伴う修正

水防計画修正に伴う修正

水防計画修正に伴う修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

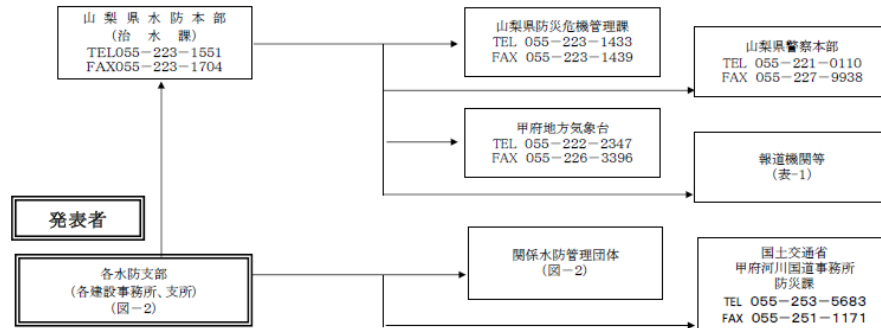
		から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで
宮川		左岸 富士吉田市松山字下水之入1877番地先から 富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字下り山4627番地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで
新名庄川		左岸 南都留郡忍野村内野字中村667番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷175番2地先まで 右岸 南都留郡忍野村内野字中原1633番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで

		から上野原市鶴島字廻り戸131番2地先まで
宮川		左岸 富士吉田市松山字下水之入1877番地先から 富士吉田市富士見六丁目5944番1地先まで 右岸 富士吉田市上吉田字下り山4627番地先から富士吉田市下吉田東四丁目4691番1地先まで
新名庄川		左岸 南都留郡忍野村内野字中村660番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷175番2地先まで 右岸 南都留郡忍野村内野字内釜763番地先から南都留郡忍野村忍草字下屋敷173番2地先まで

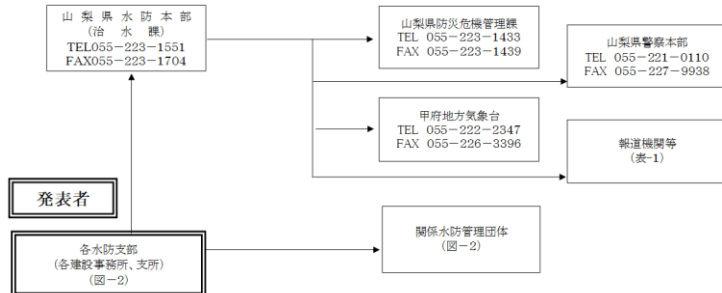
(3) 水位到達情報の伝達経路及び手段

図-1 各河川の水位到達情報連絡系統図

ア 富士川水系の場合



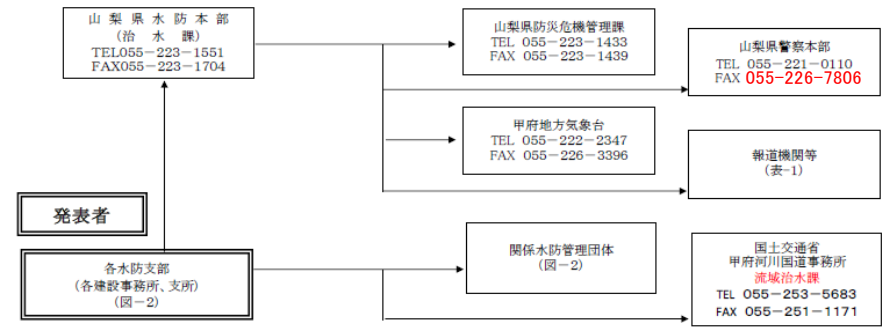
イ 相模川水系の場合



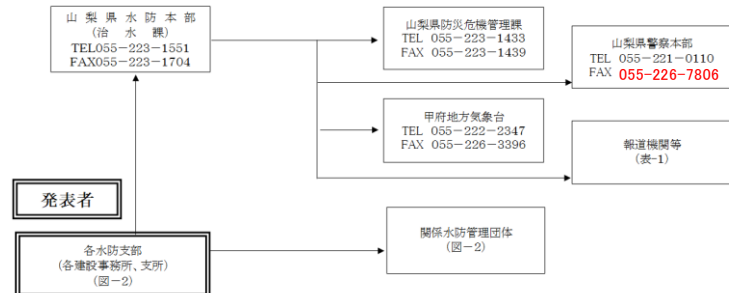
(3) 水位到達情報の伝達経路及び手段

図-1 各河川の水位到達情報連絡系統図

ア 富士川水系の場合



イ 相模川水系の場合



水防計画
修正に伴う
修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

147	<p>図-2 各河川の水防支部(県)から水防管理団体への通知及び周知系統図</p> <p>貢 川 → 中北建設事務所 → 甲府市、甲斐市</p> <p>甲府市と甲斐市間で相互に出水状況伝達</p>	<p>図-2 各河川の水防支部(県)から水防管理団体への通知及び周知系統図</p> <p>貢 川 → 中北建設事務所 → 甲府市、甲斐市、中央市、昭和町</p> <p>甲府市、甲斐市、中央市、昭和町間で相互に出水状況伝達</p>	水防計画修正に伴う修正																																																																				
162	<p>第9節 交通対策</p> <p>4 緊急通行車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急通行車両の事前届出</p> <p>県公安委員会(警察本部交通規制課経由)は、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両について予め必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証(以下「届出済証」という。)を交付する。</p> <p>届出に関する手続きは別に定めるところによる。</p> <p>ウ _____ 事前届出済証の交付を受けている車両の確認</p> <p>_____ 事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、確認のため必要な審査は省略する。</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式第4(第6条関係)</p>	<p>第9節 交通対策</p> <p>4 緊急通行車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>イ 緊急通行車両等の事前届出済証の交付を受けている車両の確認</p> <p>緊急通行車両等の事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、確認のため必要な審査は省略する。</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第5(第6条の2関係)</p>	警備第二課修正																																																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">番 号</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">知 事 印</td> <td style="text-align: right;">公安委員会 印</td> </tr> <tr> <td>番号標に表示されている番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>使用者</td> <td>住 所</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">() 局 番</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>通行日時</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>通行経路</td> <td>出 発 地</td> <td colspan="2">目 的 地</td> </tr> </table>	番 号		年 月 日		緊急通行車両確認証明書						知 事 印	公安委員会 印	番号標に表示されている番号				車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)				使用者	住 所	() 局 番			氏 名			通行日時				通行経路	出 発 地	目 的 地		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第 号</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">緊急通行車両確認証明書</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">知 事 印</td> <td style="text-align: right;">公安委員会 印</td> </tr> <tr> <td>番号標に表示されている番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">活 動 地 域</td> </tr> <tr> <td>車両の使用者</td> <td>住 所</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">() 局 番</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名又</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	第 号		年 月 日		緊急通行車両確認証明書						知 事 印	公安委員会 印	番号標に表示されている番号				車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)				活 動 地 域				車両の使用者	住 所	() 局 番			氏名又			
番 号		年 月 日																																																																					
緊急通行車両確認証明書																																																																							
		知 事 印	公安委員会 印																																																																				
番号標に表示されている番号																																																																							
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)																																																																							
使用者	住 所	() 局 番																																																																					
	氏 名																																																																						
通行日時																																																																							
通行経路	出 発 地	目 的 地																																																																					
第 号		年 月 日																																																																					
緊急通行車両確認証明書																																																																							
		知 事 印	公安委員会 印																																																																				
番号標に表示されている番号																																																																							
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)																																																																							
活 動 地 域																																																																							
車両の使用者	住 所	() 局 番																																																																					
	氏名又																																																																						

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

備考	
----	--

(備考) 日本工業規格A5とする。

(3) 規制除外車両の確認
(略)

第7号様式

第 号		年 月 日
規制除外車両確認証明書		
山梨県公安委員会 印		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時	年 月 日 時 から	
	年 月 日 時 から	
通行経路	出発地	目的地
備考	取扱者 署(隊)	
	階級 氏名 印	

備考 用紙は、日本工業規格A列5番とする。

(略)

第10節 災害救助法による救助

5 災害救助法による救助(金額は平成31年4月1日以降適用となる政令)

は名称	
有効期限	
備考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする

(3) 規制除外車両の確認
(略)

別記様式第6

第 号		年 月 日
規制除外車両確認証明書		
山梨県公安委員会 印		
番号標に表示 されている番		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸人員又は品名)		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(略)

)

第10節 災害救助法による救助

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
	<p>(1) 避難 (略) オ 費用 1人1日当たり 330 円以内</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理 ア 応急仮設住宅の供与 (略) ② 応急仮設住宅の種類 a 建設型仮設住宅 (略) (c) 費用 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり628万5千円以内の額とする (略) b 賃貸型仮設住宅 (a) 規模 世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準ずる。 (b) 費用 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、<u>その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。</u> (c) 供与期間 2年以内とする。 c その他 被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給を行う。 イ 被災した住宅の応急修理 ① 応急修理の対象者等</p>	<p>5 災害救助法による救助</p> <p>(1) 避難 (略) オ 費用 1人1日当たり 340 円以内</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理 ア 応急仮設住宅の供与 (略) ② 応急仮設住宅の種類 a 建設型応急住宅 (略) (c) 費用 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり677万5千円以内の額とする (略) b 賃貸型応急住宅 (a) 規模 世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準ずる。 (b) 費用 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、<u>等その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。</u> (c) 供与期間 2年以内とする。 c その他 被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げによる賃貸型応急住宅の供給を行う。 イ 被災した住宅の応急修理 ① 応急修理の対象者等</p>	<p>課、住宅対策室、防災危機管理課修正</p>

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者 	1世帯当たり 655千円以内	災害発生の日から 1ヶ月以内	居室、炊事場、便所等 日常生活に 必要最小限度の部分	現物をもって行う
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 318千円以内			

基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
災害のため住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1世帯当たり 5万円以内	災害発生の日から 10日以内	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う
<ul style="list-style-type: none"> ・災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理することができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者 	1世帯当たり 706千円以内	災害発生の日から 3ヶ月以内	居室、炊事、便所等 日常生活に 必要最小限度の部分	現物をもって行う
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 343千円以内			

(3) 炊き出しその他による食品の給与
(略)

工 費 用

1人1日 1,180円以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)

(4) 生活必需品の給与又は貸与
(略)

ウ 給与(貸与)費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに 加算
全壊 全焼 流失	夏	<u>18,700</u>	<u>24,000</u>	<u>35,600</u>	<u>42,500</u>	<u>53,900</u>	<u>7,800</u>
	冬	<u>31,000</u>	<u>40,100</u>	<u>55,800</u>	<u>65,300</u>	<u>82,200</u>	<u>11,300</u>
半壊 半焼	夏	<u>6,100</u>	<u>8,200</u>	<u>12,300</u>	<u>15,000</u>	<u>18,900</u>	<u>2,600</u>

(3) 炊き出しその他による食品の給与
(略)

工 費 用

1人1日 1,230円以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)

(4) 生活必需品の給与又は貸与
(略)

ウ 給与(貸与)費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに 加算
全壊 全焼 流失	夏	<u>19,200</u>	<u>24,600</u>	<u>36,500</u>	<u>43,600</u>	<u>55,200</u>	<u>8,000</u>
	冬	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>56,200</u>	<u>66,900</u>	<u>84,300</u>	<u>11,600</u>
半壊 半焼	夏	<u>6,300</u>	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>15,400</u>	<u>19,400</u>	<u>2,700</u>

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

床上 浸水	冬	<u>9,900</u>	<u>12,900</u> <u>0</u>	<u>18,300</u>	<u>21,800</u> <u>0</u>	<u>27,400</u> <u>0</u>	<u>3,600</u>
----------	---	--------------	---------------------------	---------------	---------------------------	---------------------------	--------------

床上 浸水	冬	<u>10,100</u> <u>0</u>	<u>13,200</u> <u>0</u>	<u>18,800</u>	<u>22,300</u> <u>0</u>	<u>28,100</u> <u>0</u>	<u>3,700</u>
----------	---	---------------------------	---------------------------	---------------	---------------------------	---------------------------	--------------

(略)
(8) 障害物の除去
(略)

(略)
(8) 障害物の除去
(略)

イ 実施期間及び費用の限度額

イ 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備 考
災害発生の日 から 10日以内	市町村内において 障害物の除去 を行った1世帯 当たりの平均が <u>138,300</u> 円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な 機械器具の借上費、輸送費及び人 夫賃等

実施期間	費用の限度額	備 考
災害発生の日 から 10日以内	市町村内において 障害物の除去 を行った1世帯 当たりの平均が <u>138,700</u> 円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な 機械器具の借上費、輸送費及び人 夫賃等

(略)
(10) 死体の処理
(略)

(略)
(10) 死体の処理
(略)

エ 死体処理に要する費用の限度

エ 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、 消毒	死体1体当たり3,500円以内
死体の一時保 存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料1体当たり <u>5,400</u> 円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要とし ないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金と する。

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、 消毒	死体1体当たり3,500円以内
死体の一時保 存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料1体当たり <u>5,500</u> 円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要とし ないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金と する。

(11) 死体の埋葬
(略)

(11) 死体の埋葬
(略)

エ 費用の限度額

エ 費用の限度額

大人(12才以上)	小人(12才未満)	備 考
-----------	-----------	-----

大人(12才以上)	小人(12才未満)	備 考
-----------	-----------	-----

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

	<p>1 体当り <u>213,800</u> 円以内</p> <p>1 体当り <u>170,900</u> 円以内</p> <p>棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む</p>	<p>1 体当り <u>219,100</u> 円以内</p> <p>1 体当り <u>175,200</u> 円以内</p> <p>棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む</p>																									
	<p>(12) 教科書等学用品の給与 (略)</p> <p>イ 給与の品目、期間及び費用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>期 間</th> <th>費用の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教科書・教材</td> <td>災害発生の日から1ヵ月以内</td> <td>教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学校生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）</td> </tr> <tr> <td>文房具</td> <td>災害発生の日から15日以内</td> <td>小学校児童 1人当たり <u>4,700</u>円以内</td> </tr> <tr> <td>通学用品</td> <td>災害発生の日から15日以内</td> <td>中学校生徒 1人当たり <u>5,000</u>円以内 高等学校等生徒 1人当たり <u>5,500</u>円以内</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	期 間	費用の限度額	教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学校生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）	文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり <u>4,700</u> 円以内	通学用品	災害発生の日から15日以内	中学校生徒 1人当たり <u>5,000</u> 円以内 高等学校等生徒 1人当たり <u>5,500</u> 円以内	<p>(12) 教科書等学用品の給与 (略)</p> <p>イ 給与の品目、期間及び費用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>期 間</th> <th>費用の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教科書・教材</td> <td>災害発生の日から1ヵ月以内</td> <td>教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学校生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）</td> </tr> <tr> <td>文房具</td> <td>災害発生の日から15日以内</td> <td>小学校児童 1人当たり <u>4,800</u>円以内</td> </tr> <tr> <td>通学用品</td> <td>災害発生の日から15日以内</td> <td>中学校生徒 1人当たり <u>5,100</u>円以内 高等学校等生徒 1人当たり <u>5,600</u>円以内</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	期 間	費用の限度額	教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学校生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）	文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり <u>4,800</u> 円以内	通学用品	災害発生の日から15日以内	中学校生徒 1人当たり <u>5,100</u> 円以内 高等学校等生徒 1人当たり <u>5,600</u> 円以内	
品 目	期 間	費用の限度額																									
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学校生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）																									
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり <u>4,700</u> 円以内																									
通学用品	災害発生の日から15日以内	中学校生徒 1人当たり <u>5,000</u> 円以内 高等学校等生徒 1人当たり <u>5,500</u> 円以内																									
品 目	期 間	費用の限度額																									
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学校生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）																									
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり <u>4,800</u> 円以内																									
通学用品	災害発生の日から15日以内	中学校生徒 1人当たり <u>5,100</u> 円以内 高等学校等生徒 1人当たり <u>5,600</u> 円以内																									
171	<p>第11節 避難、救援対策</p> <p>1 避難対策 <u>(新規)</u></p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第11節 避難、救援対策</p> <p>1 避難対策</p> <p><u>・県、市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>																								
173	<p>(3) 市町村の避難計画</p> <p>イ 避難所の選定基準等</p> <p>○ 指定避難所 (略)</p> <p>・災害が発生した場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させる</p>	<p>(3) 市町村の避難計画</p> <p>イ 避難所の選定基準等</p> <p>○ 指定避難所 (略)</p> <p>・災害が発生した場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させる</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>																								

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
174	<p>ために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定しておくこととする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。特に、非常用電源の整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用を図るものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。 <p>(略)</p> <p>オ 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は指定避難所の適切な運営管理に努める。また、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNP O・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからない要配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 	<p>ために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定しておくこととする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。特に、非常用電源の整備に当たっては、再生可能エネルギーの活用を図るものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。 <p>(略)</p> <p>オ 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は指定避難所の適切な運営管理に努める。また、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNP O・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからない要配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。 	
175	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き屋等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により指定避難所の早期解消に努めることを基本とする <p>(略)</p> <p>3 医療対策</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により指定避難所の早期解消に努めることを基本とする <p>(略)</p> <p>3 医療対策</p>	住宅対策 室修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第1編 総則 ～ 第2編 一般災害編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------